

久市生第103号
令和7年4月22日

区 長 各 位

久喜市長 梅 田 修 一
(公印省略)

令和7年度久喜市自治行政運営補助金交付申請書の提出について
(依頼)

日ごろより、行政の円滑な推進に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、久喜市自治行政運営補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付申請書の提出をお願いします。

記

- 1 提出書類 (1) 自治行政運営補助金交付申請書(様式第1号)
(2) 事業計画書及び申請額算出内訳書
(区または自治会の総会資料等)
(3) 自治行政運営補助金概算払請求書(様式第6号)
(4) 通帳の写し(名義人・口座番号・取引店名が記載されている部分)
- 2 提出期限 令和7年6月30日(月)
- 3 提出先 久喜市役所3階 市民生活課 自治振興係
- 4 留意点等 別紙参照

【問合せ】

市民生活課自治振興係 金久保・清水
電話 22-1111(内線2621・2622)

FAX 22-3319

E-mail shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

交付申請に関する留意点

1 提出書類について

(1) 自治行政運営補助金交付申請書 (様式第1号)

(2) 事業計画書及び申請額算出内訳書

区または自治会等の総会資料に、令和7年度の事業計画書及び申請額算出内訳書(予算書)に相当する内容が含まれている場合は、総会資料を添付していただければ結構です。

なお、総会資料ではなく、事業計画書及び申請額算出内訳書を作成する場合は、3ページの作成例を参考にしてください。

(3) 自治行政運営補助金概算払請求書 (様式第6号)

行政区名義の口座以外に振込む場合は、申請書の様式中の振込口座を記入する欄の下に、「補助金については、上記の会計担当の口座に振り込んでください。」とご記入ください。

(4) 通帳の写し (名義人・口座番号・取引店名が記載されている部分)

※令和6年度の振込先口座と変更がない場合は提出不要です。

2 補助金額について

(1) 150世帯以上の区、150世帯未満で区長代理を置かない区

$70,000 \text{ 円} + (350 \text{ 円} \times \text{世帯数}) = \text{補助金額}$

(2) 150世帯未満で区長代理を置く区

$\{70,000 \text{ 円} + (350 \text{ 円} \times \text{世帯数})\} - \text{区長代理報償金額} = \text{補助金額}$

区長代理報償金額: $\{80,000 \text{ 円} + (500 \text{ 円} \times \text{世帯数})\} \times 1/3$ (100円未満切捨て)

※4ページ・5ページの補助金額の計算書及び算出例をご活用ください。

3 補助対象経費について

補助対象経費	主な経費の例
区の運営に係る経費	会議費、手当
区の活動で公益性のある事業の経費	・ 美化活動 ・ 防犯活動 ・ 防災活動 ・ 祭り (イベント) ・ 集会所の維持管理
その他市長が認めた事業の経費	

※一つの区または複数の区を単位として行われる事業の経費が対象です。

4 手続きの流れ

(1) 補助金の交付申請（提出期限：6月30日）

【提出書類】

- ①自治行政運営補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書及び申請額算出内訳書（または総会資料等）
- ③自治行政運営補助金概算払請求書（様式第6号）



(2) 補助金交付決定通知書の送付（7月～8月予定）



(3) 補助金の振込（8月予定）



(4) 補助金実績報告（提出期限：令和8年4月末日）

【提出書類】

- ①自治行政運営補助金実績報告書
- ②事業実績報告書及び補助事業に係る経費精算書
（または総会資料等）



(5) 補助金交付確定通知書の送付（令和8年5月予定）

5 その他

(1) 事業の中止等に伴い既交付補助金額が確定交付補助金額を上回る場合
につきましては、最終的に返還していただくこととなりますので、あ
らかじめご了承ください。

(2) 実績報告書に領収書等を添付する場合、以下のような領収書等は認め
られませんのでご注意ください。

- ・宛名のないもの
- ・行政区（自治会等）名と異なる名義のもの

【参考】事業計画書及び申請額算出内訳書 作成例

区の名称 久喜第〇〇区

区長氏名 〇〇 〇〇

(1) 事業計画書

期 日	事 業	内 容
	美化活動	〇〇人参加予定（前年度実績：〇〇人） 実施区域：〇〇
	防犯活動	〇〇人参加予定（前年度実績：〇〇人） 実施区域（会場）：〇〇
	防災活動	〇〇人参加予定（前年度実績：〇〇人） 実施区域（会場）：〇〇
	祭り	〇〇人参加予定（前年度実績：〇〇人） 会場：〇〇
	その他	

(2) 申請額算出内訳書

事 業	予 算 額	備 考
美化活動	円	
防犯活動	円	
防災活動	円	
祭り	円	
その他	円	
合 計	円	

久喜市自治行政運営補助金 計算書

- ・ 150世帯以上の区
- ・ 150世帯未満で区長代理を置かない区

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{限度額 (A)} \\
 70,000 \text{ 円} + (\text{ } \text{世帯} \times 350 \text{円}) = & \text{ } \text{円} \\
 & \star \text{補助金申請額} \star
 \end{array}$$

- ・ 150世帯未満で区長代理を置く区

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{限度額 (A)} \\
 70,000 \text{ 円} + (\text{ } \text{世帯} \times 350 \text{円}) = & \text{ } \text{円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{区長報償金額 (B)} \\
 80,000 \text{ 円} + (\text{ } \text{世帯} \times 500 \text{円}) = & \text{ } \text{円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 & & \text{区長代理報償金額} \\
 \text{区長報償金額 (B)} & & \text{相当額 (C)} \\
 \text{ } \text{円} \times 1/3 = \text{ } \text{円} \text{ (100円未満切捨て)} \rightarrow & & \text{ } \text{円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{限度額} & \text{区長代理報償金額} & \\
 \text{(A)} & \text{相当額 (C)} & \\
 \text{ } \text{円} - \text{ } \text{円} = & \text{ } \text{円} & \\
 & \star \text{補助金申請額} \star
 \end{array}$$

久喜市自治行政運営補助金 算出例

【例１】区長代理を置く、１７０世帯の行政区

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{限度額（A）} \\
 70,000 \text{ 円} + (\boxed{170} \text{ 世帯} \times 350 \text{ 円}) = & \boxed{129,500} \text{ 円} \\
 & \text{☆補助金申請額☆}
 \end{array}$$

【例２】区長代理を置かない、１３０世帯の行政区

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{限度額（A）} \\
 70,000 \text{ 円} + (\boxed{130} \text{ 世帯} \times 350 \text{ 円}) = & \boxed{115,500} \text{ 円} \\
 & \text{☆補助金申請額☆}
 \end{array}$$

【例３】区長代理を置く、１３０世帯の行政区

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{限度額（A）} \\
 70,000 \text{ 円} + (\boxed{130} \text{ 世帯} \times 350 \text{ 円}) = & \boxed{115,500} \text{ 円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{R7.4.1現在世帯数} & \text{区長報償金額（B）} \\
 80,000 \text{ 円} + (\boxed{130} \text{ 世帯} \times 500 \text{ 円}) = & \boxed{145,000} \text{ 円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 & & \text{区長代理報償金額} \\
 \text{区長報償金額（B）} & & \text{相当額（C）} \\
 \boxed{145,000} \text{ 円} \times 1/3 = \boxed{48,333} \text{ 円} \text{（100円未満切捨て）} \rightarrow & \boxed{48,300} \text{ 円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{限度額} & \text{区長代理報償金} & \\
 \text{（A）} & \text{相当額（C）} & \\
 \boxed{115,500} \text{ 円} - \boxed{48,300} \text{ 円} = & \boxed{67,200} \text{ 円} \\
 & \text{☆補助金申請額☆}
 \end{array}$$

○久喜市自治行政運営補助金交付要綱

平成22年 3 月23日

告示第195号

改正 平成22年 6 月29日告示第386号

平成25年 3 月22日告示第117号

平成25年 7 月30日告示第319号

平成26年 5 月30日告示第286号

令和 2 年 1 月29日告示第33号

令和 3 年 2 月19日告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを一層推進するため、地域活動を行う区（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、1つの区又は複数の区を単位として行われる事業の経費とし、別表に掲げるものとする。

(補助金の算定)

第3条 補助金の算定は、基準額（1行政区あたり7万円）と当該区の世帯数に350円を乗じて得た金額の合計額を限度とする。ただし、区長代理を置き、かつ、当該区の世帯数が150世帯未満の場合においては、当該報償金相当額のコル額を補助金から減額するものとする。

2 前項の世帯の算定基準日は、毎年4月1日とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金を受けようとする補助事業者は、自治行政運営補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請額算出内訳書

2 前項の申請書の提出期限は、毎年6月30日とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、自治行政運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、自治行政運営補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 補助事業に係る経費精算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該年度終了後30日以内とする。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該補助金実績の書類を審査し、適正と認めたときは、自治行政運営補助金交付確定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の確定通知を受けたときは、補助金の交付を自治行政運営補助金請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

(概算払請求書の提出等)

第9条 補助事業者は、規則第16条ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、自治行政運営補助金概算払請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、適当と認めるときは第3条の規定により決定された額の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに

該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他この告示に違反する行為があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自治行政運営費補助金交付要綱（平成9年久喜市告示第108号）、菖蒲町自治行政運営補助金交付要綱（平成14年菖蒲町告示第6号）又は鷺宮町行政区運営補助金交付要綱（平成15年鷺宮町告示第44号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助金の金額の算定の特例)

3 平成25年度の南栗橋十一丁目に対し補助金を交付する場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「基準額（1行政区あたり7万円）と当該区の世帯数に350円を乗じて得た金額の合計額」とあるのは「基準額（1行政区あたり7万円）と当該区の世帯数に350円を乗じて得た金額の合計額に3分の2を乗じた金額（100円未満切捨て）」とし、同条第2項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日」とあるのは「平成25年8月1日」とし、第4条第2項の規定の適用については、同項中「毎年6月30日」とあるのは「平成25年9月30日」とする。

4 平成26年度の南栗橋九丁目に対し補助金を交付する場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「基準額（1行政区あたり7万円）と当該区の世帯数に350円を乗じて得た金額の合計額」とあるのは「基準額（1行政区あたり7万円）と当該区の世帯数に350円を乗じて得た金額の合計額に6分の5を乗じた金額（100円未満切捨て）」とし、同条第2項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日」とあるのは「平成26年6月1日」とし、第4条第2項の規定の適用については、同項中「毎年6月30日」とあるのは

「平成26年 7 月31日」とする。

附 則（平成22年 6 月29日告示第386号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日告示第117号）
この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月30日告示第319号）
この告示は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日告示第286号）
この告示は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月29日告示第33号）
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月19日告示第88号）
この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助対象経費

補助対象経費	主な経費の例
区の運営に係る経費	会議費、手当
区の活動で公益性のある事業の経費	・ 美化活動 ・ 防犯活動 ・ 防災活動 ・ 祭り ・ 集会所の維持管理
その他市長が認めた事業の経費	

【様式 略】

交付申請書記載例

様式第1号(第4条関係)

自治行政運営補助金交付申請書

申請日を記入

令和7年6月〇日

久喜市長

あて

区の名称、住所、区長氏名を記入

※押印は不要です。

区 の 名 称 久喜第〇〇区

住 所 久喜市下早見85-3

区 長 氏 名 久 喜 一 郎

次のとおり、久喜市自治行政運営補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付申請額

金 157,500 円

2 申請区世帯数(4月1日現在)

250世帯

補助金交付申請額、
4月1日現在の世帯数を記入

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 申請額算出内訳書

概算払請求書記載例

様式第6号(第9条関係)

自治行政運営補助金概算払請求書

記入しない



令和 年 月 日

久喜市長

あて

区の名称、住所、区長氏名
を記入



区 の 名 称 久喜第〇〇区
住 所 久喜市下早見 85-3
区 長 氏 名 久 喜 一 郎 印

記入しない



※押印必要（個人印など）

令和7年 月 日付け久市生第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和7年度久喜市自治行政運営補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

補助金交付決定額、補助金概算
払請求額を記入
（補助金交付申請額と同額）

- 1 補助金交付決定額 金 157,500 円
- 2 補助金概算払請求額 金 157,500 円
- 3 口座の種類等

金 融 機 関 名	埼玉りそな銀行
本店・支店・店名	久喜支店
預 金 種 目	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	1000000
フリガナ	クキダイ〇〇ク クチヨウ クキイチロウ
名 義 人 氏 名	久喜第〇〇区 区長 久喜一郎

補助金の振込先口座を記入
（令和6年度と振込先口座が異
なる場合は、通帳の写し【名義
人、口座番号、取引店名が記載
されている部分】を添付）

補助金については、上記の会計担当の口座へ振り込んでください。

行政区名義の口座
以外へ振り込む場
合は記入

様式第1号(第4条関係)

自治行政運営補助金交付申請書

令和 年 月 日

久喜市長 あて

区 の 名 称

住 所

区 長 氏 名

次のとおり、久喜市自治行政運営補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

1 補助金の交付申請額 金 円

2 申請区世帯数(4月1日現在) 世帯

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 申請額算出内訳書

様式第 6 号(第 9 条関係)

自治行政運営補助金概算払請求書

令和 年 月 日

久喜市長

あて

区 名 称

住所



令和7年 月 日付け久市生第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度久喜市自治行政運営補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金概算払請求額 | 金 | 円 |
| 3 | 口座の種類等 | | |

金 融 機 関 名	
本店・支店・店名	
預 金 種 目	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
名 義 人 氏 名	